【資料７】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 11 月 20 日
第 13 回条例検討会資料

第 12 回条例検討会のまとめについて

１．第 11 回検討会のまとめについて

・【資料１】のとおり、了承された。

２．意見（94）（95）「性同一性障がいに関する規定を条例に盛込むべき」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

○　規定を盛込むべきという意見

・　性同一性障がいは、精神障がいとは別物と考える。そのため、性同一性障がいの個別規定を設けるべき。

○　規定を盛込むべきではないという意見

・　個別の障がいを載せると、性同一性障がいに限らずもっと載せなければならないことになる。

・　最終とりまとめの中で、性同一性障がいなど多様な差別解消に取り組んでいくという趣旨のものを入れてはどうか。

○　その他

・　性同一性障がいについては、個別規定ではなく、前文や基本理念などに組み込み整理する方法が考えられる。

【再検討（案）】

性同一性障がいは、精神障がいに含まれていることから、第７条による周知啓発の対象となっています。また、条例にすべての障がいの個別規定を盛込むのは事実上困難なため、性同一性障がいに関する個別規定は設けないこととしたいと思います。ただし、前文や基本理念に障がいの多様性といった文言を入れて性同一性障がいを含む様々な障がいに配慮するとともに、最終とりまとめにおいても様々な障がいに係る差別解消に取組むことを明記します。

３．意見（96）「障がいの有無に関わらず、誰もが安心して、次世代を担う子どもを産み育てられる社会」という文言を条例に盛込むべきという意見に対する再検討（案）

【主な意見】

・　条例とは別の話になるが、男性と女性が出会う機会を提供しても良いのではないか？

【再検討（案）】

この条例の目的は、「障がいのある人の人格・人権が尊重され、社会的障壁のない共に生きる社会の実現」となっており、意見にある個別の社会（障がいの有無～産み育てられる社会）はこの目的の中に含まれると考えています。≪変更なし≫

４．意見（97）（98）「精神障がい者に対する生活費補償や日中活動の場の確保に関する規定を盛込むべきという意見に対する再検討（案）

【主な意見】

・（意見なし）

【再検討（案）】

個々のサービスの拡大については、障がい者計画の中で検討します。≪変更なし≫

５．意見（17）（18）「合理的配慮は、民間事業者も市と同様に法的義務にすべき」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

○　法的義務とすべきという意見

・　この条例は障がいのある人だけではなく、健常者、一般市民に広く知ってもらうという意味が強いと思う。そのため、努力ではなくて義務にすべきと思う。

・法的義務にした場合、企業側がどのような対応を取るべきなのか、逐条解説の中で丁寧に説明する必要がある。

・　お金がかかるという理由で、努力義務としたら、改善されないのではないか。

・　障がい者に優しい社会は、健常者にも優しい社会と言える。義務規定として皆に優しい新潟市を目指すべき。

・　事業者の言い分を聞く機会を３回設けているし、また違法状態であったとしても、公表までにやり直しができる機会（助言・あっせんや勧告）が与えられている。今違法状態であるため、直ちに公表ということではない。このような手続きの適正化を図れば、法的義務としても事業者の不安はある程度は解消できると考える。

・　努力義務の場合、事業者は努力だから話し合いは必要ないとする可能性がある。やはり話し合いをしない限りは相互理解はできないわけで、それを担保するためには法的義務にしておく必要がある。

・条例の啓発をきちんと行い理解を深める期間を十分取ることで、法的義務としてはどうか。

○　努力義務規定とすべきという意見

・　法的義務にした場合、企業は倒産したり、社会的な打撃を受けて業務が成り立たなくなる場合があるかも知れない。そうなると働いていた人も全部仕事を失う。そういう事態を避けるため、法的義務より努力義務にして、勧告でとどめる方が良い。話し合いにより解決を目指すこと、教育、周知啓発により障がいに対する理解を深めていくことが大事。

・　この条例が話し合いによる解決を目指すのであれば、法的義務とするような強行規定はなじまないのではないか。事業所からは反感を買い、かえって障がいのある方を敬遠する可能性がある。

・　最初は努力義務規定とする。条例施行後、具体的に出てきた事例を整理してガイドラインを作り、事業者に示していく。その流れの中で、３年後に見直しを行うのも一つの方法ではないか。

・　裁判ということになればかなりの負担がある。話し合いによる解決を目指すのであれば、努力義務規定でも問題ないのではないか。話し合いによる解決ができない場合、調整委員会で解決を図るほうが、裁判よりは負担感がない。

○　その他

・　合理的配慮とは、過度な負担を伴わない場合に行われるもの。支援策がないとできないものは、過度な負担なものと考えられる。このことをきちんと理解する

必要がある。

・　法的義務とした場合、資料４のシステムとは違う、裁判の世界にトラブルが持ち込まれる可能性がある。

・　相談機関の所管事項に、民間事業者の相談を含めることを考えている。

≪参考≫法的義務と努力義務の違い

	法的義務	努力義務	
		抽象的努力義務規定	具体的努力義務
法的拘束力	法的な拘束力を持ち、最終的に裁判所によって履行の確保が担保される	法的な拘束力が生じないため、裁判所によって履行の確保が担保されない	
法的効果	義務違反の行為は違法、又は無効	具体的な法的効果は生じない	具体的な法的効果は生じない。ただし、行政指導（助言・勧告）の根拠となるという範囲で効果を生じる。

【再検討（案）】

公表までの手続きの部分を議論しないと、結論を出すのは少し難しいと考えられる。具体的な事例について、この手続きでどのように解決していくかということをシミュレーションし、実際に事業主の方々に確認いただいてから、結論を出すこととします。

６．意見（46）「公表は、社会的属性を公にする危険な措置であり、弁明の機会もないことから止めてもらいたい」という意見に対する再検討（案）

【主な意見】

・　公表の書きぶりをもう少し柔らかい表現にした方が良い。

・　努力義務の場合に勧告、公表まで行かないことの理由を説明していただきたい。

≪参考≫

（１）罰則と公表

・　罰則とは…刑罰（刑法に刑名のある懲役、禁固、罰金、拘留、科料など）や行政罰を定める規定のこと

・　行政罰とは…行政刑罰（行政上の義務違反行為に対する制裁として科される刑罰）と行政上の秩序罰（行政上の秩序の維持のために違反者に制裁として金銭的な負担を課すもの）を指す。

・　公表とは…公法上の義務の不履行あるいは行政指導に従わないといった事実があった場合にその事実を一般に向けて公表すること。公表には、①一般に向けて情報を提供する機能、②事実上の社会的制裁を与えるという機能の２つの機能がある。

・　罰則と公表（②）については、制裁としての面を有しているという点では共通するが、法律的には別のものとなる。

（２）公表までの手続

・　公表までの手続のうち、当事者への聞き取りを 3 回設けている。他都市と比較して、非常に慎重な手続きとなっている。

・　助言・あっせんを条例に盛り込む 10 自治体のうち７自治体は、紛争解決機関により助言・あっせんを行っている。新潟市の場合、差別事案当事者に大きな影響を与える助言・あっせんについては紛争解決機関で行うのではなく、市長の責任のもと行うべきという考えから、八王子市、別府市、茨城県と同様に行政の長である市長が行うこととしている。

【再検討（案）】

たたき（案）における公表までの手続を確認後、検討することとします。

７．複合差別に関する規定を盛込むべきという意見に対する再検討（案）

【主な意見】

・　障がいがあり、かつ女性であるという人は、障がいがあるということと、女性であるということの二つの複合的な差別に遭っていることが多い。この複合差別に関する規定について、京都府条例の基本理念第２条第４号を参考に盛込むべきではないか？

・　男性においても複合差別は起こり得るので、男女を問わない規定とすべき。

【再検討（案）】

複合差別の規定を盛込むこととします。

８．その他

○　条例と障がい者計画の関連性

・　条例の中に計画を盛り込むのではなく、条例の趣旨を踏まえて計画を策定していくこととします。